

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会

第3回総務企画専門委員会



ひこにゃん国スポ・障スポ仕様【炬火】

日時 令和6年1月26日（金）14時00分～

会場 彦根市役所5階 第2委員会室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

第3回総務企画専門委員会 次第

日時：令和6年1月26日（金）14：00～

場所：彦根市役所5階 第2委員会室

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

彦根市実行委員会総務企画専門委員会委員名簿 . . . P 1

○報告事項

第1号報告

委員等の変更について . . . P 2

第2号報告

わた SHIGA 輝く国スポ
競技会会期の決定について . . . P 3

第3号報告

わた SHIGA 輝く国スポ
競技別リハーサル大会競技会の決定について . . . P 4

第4号報告

令和5年度事業報告について（総務企画専門委員会関係） . . . P 5

○議事

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ
彦根市識別用品整備要項（案） . . . P 10

第2号議案

わた SHIGA 輝く国スポ
彦根市遺失物・拾得物取扱要項（案） . . . P 12

第3号議案

わた SHIGA 輝く国スポ
彦根市保険加入要項(案) . . . P 14

第4号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市炬火イベント実施計画(案) . . . P 18

第5号議案

わた SHIGA 輝く国スポ
彦根市歓迎・接伴実施要項(案) . . . P 19

第6号議案

わた SHIGA 輝く国スポ
彦根市売店設置要項(案) . . . P 20

第7号議案

わた SHIGA 輝く国スポ
彦根市総合案内所・休憩所設置計画(案) . . . P 36

○参考資料

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会会則 . . . P 38

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会専門委員会規程 . . . P 44

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
 総務企画専門委員会 委員名簿

氏名欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No	機関・組織	役職	氏名
スポーツ	1	一般社団法人彦根市スポーツ協会	事務局次長	北村 功
	2	彦根市学区スポーツ振興会連絡協議会	会長	和田 一繁
産業経済	3	公益社団法人彦根観光協会観光物産部会	運営委員	安居 輝人
	4	彦根商工会議所	業務課長	◎ 安達 昇
	5	稲枝商工会	参事	堀 孝之
	6	彦根商店街連盟	会長	安澤 勝
各種団体	7	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会	総務課長	○ 松居 智和
	8	彦根市身体障害者更生会	会長	岸田 清次
	9	公益社団法人彦根青年会議所	理事長	澤井 雄一
	10	彦根市PTA連絡協議会	顧問	大西 哲也
	11	彦根ボランティアガイド協会	会長	宮下 哲
学校等	12	彦根市保育協議会	会長	林 和子
	13	彦根市立幼稚園・こども園長会	副会長	北川 聡子
	14	学校法人滋賀カトリック学園聖ヨゼフこども園	主任	三上 佳織
	15	学校法人野村学園みどり幼稚園	事務局長	野村 仁雄
	16	彦根市小中学校長会	会長	矢田 充宏
	17	滋賀県高等学校長協会(湖東)	理事	江竜 康成
	18	国立大学法人滋賀大学	産学公連携推進課長	吉岡 達男
	19	公立大学法人滋賀県立大学	地域連携・研究支援課長	山中智栄子
	20	学校法人聖泉学園聖泉大学	教務部長	青山 吉伸
	彦根市	21	彦根市企画振興部広報戦略課	課長
22		彦根市企画振興部まちづくり推進課	課長	関谷 英隆
23		彦根市子ども未来部幼児課	課長	前川 昌敏
24		彦根市産業部地域経済振興課	課長	橋本 邦彦
25		彦根市観光文化戦略部観光交流課	課長	山岸 将郎
26		彦根市観光文化戦略部文化財課彦根城世界遺産登録推進室	室長	小林 隆
27		彦根市教育委員会事務局教育総務課	課長	小島 久喜

委員等の変更について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根市実行委員会 第1回総務専門委員会（令和5年2月16日開催）から令和6年1月26日までの間における委員等の変更について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第8条第5項の規定に準じて報告する。

○総務企画専門委員

(敬称略)

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
一般社団法人彦根市スポーツ協会事務局次長	北村 功	日夏 晶一
彦根市学区スポーツ振興会連絡協議会会長	和田 一繁	小菅 正己
公益社団法人彦根青年会議所理事長	澤井 雄一	橋本 一機
彦根市立幼稚園・こども園長会副会長	北川 聡子	田中奈穂子
学校法人滋賀カトリック学園聖ヨゼフこども園主任	三上 佳織	池田 愛里
彦根市小中学校長会会長	矢田 充宏	野村 智洋
滋賀県高等学校長協会(湖東)理事	江竜 康成	大久保貴生
彦根市企画振興部まちづくり推進課長	関谷 英隆	橋本 邦彦
彦根市産業部地域経済振興課長	橋本 邦彦	稲野 善行
彦根市観光文化戦略部観光交流課長	山岸 将郎	成田 卓巳
彦根市教育委員会事務局教育総務課長	小島 久喜	久保田雄介

わたSHIGA輝く国スポ競技会会期の決定について

【本大会 会期 正式競技・特別競技】

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	令和7年(2025年)												
						9月			10月									
						28 日	29 月	30 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水		
総合開会式			彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	—	◎												
総合閉会式				平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	—													◎
陸上競技		全種別	彦根市	平和堂HATOスタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	5						○	○	○	○	○			
ハンドボール		成年男子 成年女子	彦根市	プロシードアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	5						○	○	○	○	○			
		少年女子		彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	2						○	○						
		少年男子	近江八幡市	あづちマリエート	5							○	○	○	○	○		
		少年男子 少年女子		近江八幡市立運動公園体育館	4							○	○	○	○			
弓道	近的	全種別	彦根市	プロシードアリーナHIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	4	○	○	○	○									
	遠的	全種別			3	○	○	○										
なぎなた		成年女子 少年女子	彦根市	パナソニック株式会社くらしアプライア ンス社彦根工場多目的ホール	3		○	○	○									
ボウリング		全種別	彦根市	ラピュタボウル彦根	5		○	○	○	○	○							

わた SHIGA 輝く 国スポ競技別リハーサル大会競技会の決定について

競技名	競技会名	実施予定日
陸上競技	第92回近畿陸上競技選手権大会	令和6年8月31日～9月1日
ハンドボール	第29回ジャパンオープンハンドボールトーナメント(JOT)	令和6年8月9日～8月12日
弓道	第71回全日本勤労者弓道選手権大会	令和6年6月8日～6月9日
なぎなた	第65回都道府県対抗なぎなた大会	令和6年5月25日～5月26日
ボウリング	第53回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会	令和6年11月21日～24日

※競技会場は、いずれも国スポ本大会と同じ会場を使用する。

第4号報告

令和5年度事業報告について（総務企画専門委員会関係）

1 会議等の開催

- ・第2回総務企画専門委員会（令和5年6月15日 書面開催）
- ・第1回常任委員会（令和5年7月21日）
- ・第2回総会（令和5年7月21日）

2 啓発物品等による広報

(1) 啓発グッズ

- ・職員用オリジナル名札用ネクストラップの作成、着用
- ・オリジナルシールの作成、配布
- ・缶バッジの作成、配布
- ・オリジナルステッカー（2種類）の作成、配布
- ・オリジナルボールペン（2種類）の作成、配布
- ・資料袋の作成、配布
- ・彦根市国スポ・障スポPRチラシの作成、配布
- ・ボランティア募集チラシの作成、配布



名札用ネクストラップ



オリジナルシール



オリジナルステッカー（2種類）



オリジナルボールペン（2種類）



彦根市国スポ・障スポPRチラシ



ボランティア募集チラシ



(2) 工作物・装飾物等による広報

- ・本庁舎各出入口と各階、各関連施設等へのぼり旗設置
- ・本庁舎広告塔懸垂幕の新柄設置（広報戦略課予算）



本庁舎出入口のぼり旗



関連施設出入口のぼり旗



本庁舎広告塔懸垂幕（新柄）

3 イベント等における啓発活動実績

市内で開催されるイベントに出向き、ブースの設置、啓発物品の配布等を行い、両大会に関する広報活動を行った。

活動回数 22回 ※ブース設置のみ、資料配布依頼のみを除く



ひこにゃん誕生日会（県・市でPR）



まちなか交流フェスタ



滋賀県障害者スポーツ大会（陸上）



ひこねいる文化祭

4 SNS・広報媒体等での情報発信

(1) 公式 SNS (X : 旧 Twitter・Instagram) による発信

彦根市実行委員会公式 X および Instagram にて、広報啓発活動の様子やかごしま国体の視察の様子、節目の取り組み等を発信した。



X (旧 Twitter)
QR コード



Instagram
QR コード



国スポ・障スポ開催 700 日前記念で作成したユニフォームを着用するひこにゃんの投稿

(2) 彦根市実行委員会公式ホームページでの情報発信

彦根市開催競技の関連情報やイベント情報等、様々な情報を発信。

ボランティアや企業協賛の募集開始に伴い、ボランティアページ、企業協賛ページを作成した。

URL: <https://hikone-kokuspo2025.jp/>



↑ ホームページ
QR コード

← ホームページ
画像

(3) 市の広報媒体を活用した PR

① 広報ひこねへの掲載

- ・ 10月号（開催2年前）から表紙でカウントダウンを開始
- ・ 10月号：お知らせ欄（ボランティア募集）
- ・ 11月号：お知らせ欄（企業協賛募集）
- ・ 1月号：特集記事（彦根市開催競技・会場の紹介等4ページ）



表紙でカウントダウン開始



広報ひこね1月号特集記事（1～2ページ目）

②YouTube：ひこにゃんチャンネル

- ・#4 ～仁義なき！？～ハンドボール対決
- ・ショート動画 「ひこねスーパーカロムをやってみた」 「ひこにゃん炬火 RUN」



#4 ～仁義なき!?～ハンドボール対決

3292 回視聴・3 か月前



ひこにゃんチャンネル【公式】

ひこにゃんがハンドボールで勝負！勝敗はいかに！？

字幕

③彦根市 TikTok

- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ PR として平和堂 HATO スタジアムで撮影した動画を 11 月 15 日に 2 本投稿

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）および競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催する競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、原則として次のとおりとする。

- (1) ADカード
- (2) 服飾品
- (3) その他運営に必要な識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、簡素化および効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配布することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、国スポおよびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 識別用品整備委託

競技団体が、代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が必要と認めた場合は、当該競技団体へ識別用品の整備を委託することができるものとする。その場合、競技団体への委託料の単価については、実行委員会が同様の服飾品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 競技共催市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議の上、整備するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催する第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハーサル大会の期間中における、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場、駐車場等において、遺失物および拾得物の届出があった場合の取扱いに関して、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物および拾得物の届出を受けた場合は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実施本部（以下「実施本部」という。）が設置する各競技会場内の受付案内所において、受付案内係が取扱い業務および一時保管業務を行うこととする。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の総務係へ引き継ぐ。
- (3) 総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）を交付するとともに、拾得物一覧簿に記入し、拾得物名札を取付け、一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書の提出を受け、遺失物一覧簿に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状を受領した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への届出等

- (1) 総務係は、各競技会場における競技会終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会に引き継ぐものとする。

- (2) 実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の日から1週間以内に、拾得物受理書と拾得物届出書を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

実行委員会は、直接または社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と当該保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号の掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

国スポ期間中に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等および会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、管理運営するものの不備または競技会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額(支払限度額)		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師または看護師等の医療行為および看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額(支払限度額)		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額(支払限度額)		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額(支払限度額)	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の事故に起因して第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額(支払限度額)	
	1 人	1 事故
対人・対物共通	5 億円	5 億円

※社協を通じた契約による。

(2) 傷害事故

被保険者が、大会の開催準備業務もしくは開催業務に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上および会場間の移動中において発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

被保険者	保険金額(支払限度額)		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
医師	1億円	30,000円	10,000円
看護師	3,000万円	10,000円	5,000円

被保険者	保険金額(支払限度額)		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
競技会補助員	1,040万円	6,500円	4,000円

※社協を通じた契約による。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者の疾病、心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、国スポ期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特約条項の定めるところによる。
- (2) 彦根市で開催する競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会 会長 様

報告者 所 属 _____
氏 名 _____
電 話 _____

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被 害 物 名	
	被 害 状 況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	T E L	

【傷害事故の場合】

負傷者	参 加 区 分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 競技補助員 競技会補助員 ・ 医師 ・ 看護師 ・ その他 ()
	住 所	
	氏 名	年 齡 歳
	T E L	
	親 権 者 氏 名	<small>※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入</small>
医療機関	名 称	
	T E L	
	担 当 医 師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	

第4号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根市炬火イベント実施計画（案）

1 目的

この実施計画は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市開催準備総合計画」に基づき、炬火イベントの実施について必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

炬火イベントは、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催機運と地域の連帯感や郷土意識を高めるため、彦根市の特色を生かし、市民参加のもと関係機関および関係団体等と連携しながら実施する。

3 実施内容

炬火イベントの内容は以下のとおりとする。

- (1) 採火式
- (2) 集火式

4 実施時期

県が市町の炬火を集める式典までに行う。

5 その他

この実施計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市歓迎・接伴実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市歓迎・接伴実施計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）をおもてなしの心で温かく迎えるための歓迎装飾および接伴に関して、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅、その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、横断幕、プランター等を設置する。設置にあたっては、景観等にも配慮し、華美過大な装飾は行わない。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

(2) 接伴（おもてなし）

ア 大会参加者等を心のこもったおもてなしでお迎えする。

イ 接遇意識の高揚を図るため、競技会係員やボランティア等に対し、必要な研修を行う。

ウ 大会参加者等に対し本市の魅力を発信する取組を行う。

3 その他

(1) 本要項に定めるもののほか、歓迎装飾・接伴の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における歓迎装飾および接伴については、本要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市歓迎・接伴実施計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者を心のこもったおもてなしで温かくお迎えするとともに、本市の特産品等の紹介および販売を促進するため、売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

各競技会場に設置する。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じて設置場所を変更できるものとする。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じて設置期間を変更できるものとする。

4 開設時間

原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて開設時間を変更できるものとする。

5 出店数、位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、実行委員会は、必要に応じて出店数、出店位置および出店規模を変更できるものとする。

6 取扱商品およびサービス

売店における取扱商品およびサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ・障スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポのマスコットキャラクター「キャッフィー」「チャッフィー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用許可を得ているもの。

- (3) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工物

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

- (4) 郷土物産品
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が認めたもの

7 運営設備等

出店に伴う設備のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備し、その他必要な設備等については、出店者が準備する。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚
- (4) 電源（1,500W以内）
- (5) 消火器1本

※キッチンカーによる出店の場合は（1）から（3）の準備は行わない。

8 出店者条件

売店の出店者は、（1）の条件のいずれかに該当し、かつ（2）の条件をいずれも満たす者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請時に1年以上、彦根市内に店舗を有して営業を継続している者または彦根市内での自動車による営業許可を有している者
- イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
- ウ 第74回国民体育大会以降の国民体育大会や国民スポーツ大会、競技別リハーサル大会で出店実績のある者
- エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

- ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時点において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1か月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会に提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。
- カ 申請書提出時点において、国税および市区町村税の未納がないこと。
- キ 彦根市暴力団排除条例（平成23年彦根市条例第17号）に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。また、従事者として暴力団員等を雇用していないこと。

9 経費の負担

第7で掲げた実行委員会で準備するもの以外の、出店に伴う設置、運営、警備および撤去等に要する経費は出店者が負担する。

10 出店料

- (1) 1店舗あたりの出店料は、次のとおりとする。
 - ア 彦根市内に住所を有する個人、団体、または彦根市内に事業所を有する法人
1日あたり3,000円
 - イ 彦根市内での自動車による営業許可を有している者
1日あたり3,000円
 - ウ 上記以外
1日あたり6,000円
- (2) 出店者は実行委員会が指定する期日までに、指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) (1)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を交付する。
 - ア 国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
 - イ 国または地方公共団体
 - ウ アおよびイに掲げる者のほか、実行委員会が認めた者
- (4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、荒天等の事情により大会が延期または中止になり売店等の営業ができなかった場合は、出店料の全部または一部を還付するこ

とができる。出店者の都合により営業を行うことができない場合は、理由に関わらず、出店料の還付は行わない。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 売店出店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) 売店責任者および従事者の本人確認書類の写し（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるもの）
- (6) 納税証明書の写し（申請日において発行日から 3 か月以内のもの）

国税	法人の場合：納税証明書（その 3 の 3） 個人の場合：納税証明書（その 3 の 2）
市区町村税	法人市区町村民税（個人市区町村民税）、固定資産税、 軽自動車税

全て令和 6 年度分の完納証明書（未納の税額がないことの証明書）を提出すること。発行されない場合は、令和 6 年度分の税に未納額がないことがわかる証明書を提出すること。法人の場合であって、決算時期により令和 6 年度分について課税がない場合は、直前の決算期に係る納税証明書を提出すること。

固定資産税等で納期別に納付している場合、申請日時点の納期未到来分については支払いが済んでいなくても構わない。

徴収の猶予を受けている場合は「納税の猶予許可通知書の写し」または「納税証明書（その 1）」（国税のみ）を提出すること。

都道府県税に係る納税証明書は不要だが、東京都 23 区については、都民税の納税証明書の写しを提出すること。

- (7) 生産物賠償責任保険加入者証等の写し（飲食物を取り扱う売店のみ）
- (8) 施設賠償責任保険加入者証等の写し（火気を使用する売店のみ）

12 出店者の選定

実行委員会は、第 11 に規定する期日を過ぎた後に本要項に基づいて審査を行い、適当であると認めた者を出店者として選定する。期日は別に定める。

なお、実行委員会は内容確認のため、提出された誓約書兼承諾書（様式第 4 号）およびその他関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店出店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付し、出店を許可するものとする。

14 保健所への手続き

「模擬店等の食品取扱届出書」の提出が必要なものについては、出店申請書類をもとに実行委員会が届出書を作成し、保健所に提出する。

特定簡易営業許可を必要とする出店者については、売店出店許可決定通知書（様式第5号）を受け取ったときは、速やかに営業許可証の写しまたは保健所の受付印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。なお、営業許可申請書の写しを提出した場合は、許可が下り次第速やかに営業許可証の写しを提出すること。

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときには、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料の販売、試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無

償提供をせず、実行委員会が郷土物産品として認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。

- (6) 危険物を販売および無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない対象火気器具類または燃料等危険物を使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障をおよぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 火気器具は、実行委員会が売店出店許可証により許可したもの以外は使用しないこと。実行委員会の許可を受けた対象火気器具等または燃料等危険物を使用する場合にあつては、ブース内に必ず消火器を設置し、消防署や実行委員会の指示に従い火災予防に努めること。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (8) 従事者は、実行委員会が別途交付するADカードを着用し、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。廃棄物は処理方法に応じて分別し、適切に処理し、廃棄物容器およびその周辺は常に清潔にしておくこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (11) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。

- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、営業時間に関わらず出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害の損失に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故発生時の対応

売店において、事件または事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消して、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において出店者は、実行委員会に対して損害賠償および出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 期日内に出店料の納付が確認できなかったとき。
- (3) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 保健所からの指示があったとき。
- (5) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わって原状回復を行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者またはその従事者は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。損害賠償に備え、損害保険等に加入して

おくこと。

24 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小となった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、別に定める。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先)
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
会長 様

申請者住所 _____
商号または名称 _____
代表者役職名 _____
および氏名 _____
電話番号 _____

売店出店申請書

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」において、彦根市実行委員会が設置する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項第11の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 出店希望競技・会場 競技： _____ 会場： _____
- 2 出店希望形態 テント・キッチンカー・その他(_____)
- 3 持込み火気器具一覧表(実行委員会が設営する備品以外で、電源や火気使用に伴う備品)

備品名	1台あたりの消費電力等	台数	持込目的
(例)冷蔵オープンケース	1.20kw	1台	要冷蔵食品の陳列のため
(例)ガスコンロ	プロパンガス(ガス量5kg)	1台	から揚げを揚げるため

※記入がない場合は火気または燃料等危険物の使用は認めません。

4 添付書類

- (1) 売店出店概要書(様式第2号)
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表(様式第3号)
- (3) 誓約書兼承諾書(様式第4号)
- (4) 売店責任者および従事者の本人確認書類の写し(公的機関が発行した顔写真があるもの)
- (5) 国税および市区町村税の納税証明書の写し(申請日以前3か月以内に発行されたもの)
- (6) 生産物賠償責任保険加入者証等の写し(飲食物を取り扱う売店のみ)
- (7) 施設賠償責任保険加入者証等の写し(火気を使用する売店のみ)

5 その他

複数の会場で出店を希望する場合は、本申請書および添付書類(1)～(4)については会場ごとに提出すること。(5)～(7)は1通のみの提出で構わない。

(様式第2号)

売店出店概要書

出店希望競技		出店希望会場			
商号または名称					
ふりがな 代表者役職名・氏名					
代表者生年月日	年	月	日		
所在地	〒				
連絡先	(電話)	(FAX)			
出店担当者 ※事前連絡、当日緊急連絡時に使用	(氏名)	(連絡先)			
	(E-mail)				
業種					
主要取扱品目 (該当品目を○で囲む。)	スポーツ用品	国スポ・障スポ関連グッズ			
	飲食物	郷土物産品	宅配便 その他()		
国体等出店実績	有()・無				
営業開始年月日	年	月	日 従業員数 人		
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日		
			年 月 日		
過去1年間の法令等 処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発 生処分歴の有無	有・無		
販売品目価格等一覧					
No.	商品名	予定数量	販売価格	調理の有無	備考
1			円	有・無	
2			円	有・無	
3			円	有・無	
4			円	有・無	
5			円	有・無	
6			円	有・無	
7			円	有・無	
8			円	有・無	

※足りない場合は、別紙(任意様式)に追加してください。

売店従事者・搬入車両予定表

商号または名称			
出店希望競技		出店希望会場	

1 従事者名簿

従事日	ふりがな 売店責任者氏名	ふりがな 従事者	ふりがな 従事者	ふりがな 従事者
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

※氏名にはふりがなを記入し、欄が不足する場合は別紙で提出してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
(例) ハイエース	滋賀 584 え 2025	有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※車両の種類は「2トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。

※キッチンカーによる販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

(様式第 4 号)

年 月 日

(あて先)
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
会長 様

申請者住所 _____

商号または名称 _____

代表者役職名
および氏名 _____

※署名または記名・押印

誓約書兼承諾書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、競技会場等への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請および許可後の申請にあたり、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項を遵守します。
- 2 彦根市暴力団排除条例（平成 23 年彦根市条例第 17 号）に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。また、従事者として暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。
- 4 出店に際して、出店位置や時間等の運営方法について、実行委員会に対し異議申し立てを行いません。

国 障 彦 実 委 第 号
令 和 年 月 日

商号または名称
代表者役職名および氏名 様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
会長 印

売 店 出 店 許 可 決 定 通 知 書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店について、下記の内容で決定となりました。つきましては、下記指定口座に____年 月 ____ 日 () までに出店料の納入をお願いします。期日内に納入が確認できない場合、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項第 21 の規定に基づき、売店出店許可を取り消します。

また、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項第 14 の規定に基づき、特定簡易営業許可を必要とする出店者については、____年 ____ 月 ____ 日 () までに営業許可証の写しまたは保健所の受付印が押された許可申請書の写しを提出してください。許可申請書の写しを提出する場合は、許可が下り次第すぐに営業許可証の写しを提出してください。

記

- 1 出 店 会 場 _____ (競技名 : _____)
- 2 出 店 形 態 _____
- 3 持込み火気器具 _____
- 4 出 店 料 _____ 円
- 5 指定振込口座 ●●銀行●●支店

【問合せ先】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会
担 当 :
電話番号 :
Eメール :

(様式第6号)

国 障 彦 実 委 第 号
令 和 年 月 日

商号または名称
代表者役職名および氏名 様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
会長 印

売 店 出 店 許 可 証

令和 年 月 日付で申請のあった、わた SHIGA 輝く国スポにおける彦根市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 ま た は 名 称	
代 表 者 役 職 名 お よ び 氏 名	
出 店 許 可 会 場	(競技名 :)
出 店 許 可 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
出 店 許 可 品 目	
持 込 み 火 気 器 具	
駐 車 許 可 台 数	
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項を遵守すること。

(様式第7号)

年 月 日

(あて先)
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
会長 様

申請者住所 _____

商号または名称 _____

代表者役職名
および氏名 _____

売店出店料免除申請書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、わた SHIGA 輝く国スポ彦根市売店設置要項第10の規定に基づき、次のとおり免除申請します。

1 出店会場 _____ (競技名: _____)

2 免除申請の理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号) に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	国または地方公共団体
<input type="checkbox"/>	その他実行委員会において特に認める者

国 障 彦 実 委 第 号
令 和 年 月 日

商号または名称
代表者役職名および氏名 様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
会長 印

売 店 出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請のあった、わた SHIGA 輝く国スポにおける彦根市実行委員会
が設置する競技会場内の売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり許可しま
す。

記

1 出店会場 _____ (競技名: _____)

2 免除申請の理由 (左欄に○印の記入がある項目に該当します。)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	国または地方公共団体
<input type="checkbox"/>	その他実行委員会において特に認める者

【問合せ先】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会
担 当 :
電話番号 :
Eメール :

第 7 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市総合案内所・休憩所設置計画（案）

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市歓迎・接伴実施計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う総合案内所および憩いの場として利用するための休憩所の設置に関して、必要な事項を定める。

2 設置場所

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、主要駅等に設置する。

(2) 休憩所

競技団体等と協議の上、各競技会場に設置する。

3 設置期間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 休憩所

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 休憩所

開会行事または競技開始 1 時間前から閉会行事または競技終了後 30 分までとする。

(3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会は上記 (1) および (2) について、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

5 総合案内所の業務内容

(1) 交通、競技および観光案内

(2) ガイドブック等の配布

(3) 総合案内所周辺の歓迎装飾

(4) その他各種案内

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、総合案内所および休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における総合案内所および休憩所の設置運営については、必要に応じて本要項に準じて実施し、各競技会の実状等に応じて運用する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。

- (1) 彦根市議会議員
- (2) 彦根市職員
- (3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(選任)

第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

5 顧問は、実行委員会の運営に関して助言する。

6 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。

(任期等)

第8条 会長の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から実行委員会が解散するときまでとする。

3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、会長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。

4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。

5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

6 会長および副会長等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
- 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第 16 条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第 17 条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 19 条 実行委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

第 20 条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

第 21 条 この会則に定めるもののほか実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

付 則

1 この会則は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員である者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポ

一ツ大会彦根市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会とあるものは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会と読み替える。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則(令和4年8月4日施行)第12条第4項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。ただし、常任委員会委員長が認める形式的な変更等の軽易な事項については、付託を省略し、または委任しないことができる。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。

4 専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、書面の提出により議決権を行使した委員は、専門委員会に出席したものとみなす。

5 専門委員会の議事は、出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門

的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、委員のうちから委員長が指名した者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 第3条から第5条までならびに前条第1項、第2項および第5項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第3条から第5条までならびに前条第1項および第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第3条、第4条および第5条第2項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第4条中「専門委員(以下「委員」という。)」とあるのは「部会員」と、前条第5項中「出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)」とあるのは「出席した部会員」と読み替えるものとする。

4 部会員の任期は、委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長または部会長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月4日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技・式典に関すること。 2 施設整備に関すること。 3 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防・防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。